

I 国の防災基本計画修正（R7年7月）の反映

（国）

（１）国による災害対応の強化

- 地方公共団体の要請を待たない、国の応援の実施
- 市町村から国に対する応急措置実施の要請 等

（２）被災者支援の充実

- 在宅・車中泊避難者等へのDWA T派遣による福祉サービスの提供
- 被災生活支援リーダー/サポーターの育成・確保
- キッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等の登録・データベース化【国】
- 地方公共団体による物資の備蓄状況の公表 等

※ 震災対策編の修正を行うことにより、各編も準用等し反映される。

（県計画 主な修正予定）

（１）防災関係機関の相互協力体制

- 市町村は、県に対して、指定行政機関等に対する応急措置の実施の要請を求めることができること等を明記【新規記載】

【震災対策編】第3章第3節 防災関係機関の相互協力体制 他

（２）被災者支援の充実

○在宅・車中泊避難者への支援

- 県の役割として、災害派遣福祉チーム(DWAT)を、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣することを明記【一部修正】

※DWATの派遣先としてあらためて明記

【震災対策編】第3章第10節 避難所外避難者の支援計画 他

○避難生活支援に携わる人材の育成・確保

- 県・市町村は、避難生活支援リーダー/サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めることを明記【取組あり・新規記載】

【震災対策編】第2章第29節 避難体制の整備 他

○キッチンカー、トイレカー等の活用

- 県・市町村は、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー等を、国のデータベースを活用し、被災地のニーズに応じた迅速な提供に努めることを明記【取組あり・新規記載】

【震災対策編】第3章第9節 避難所運営計画 他

○備蓄状況の公表

- 県及び市町村は、備蓄状況について、年一回広く県民に公表すること等を明記【新規記載】

【震災対策編】第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画 他

新潟県地域防災計画の修正のポイント（２）

（国）

（３）消防防災力の充実強化

○消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携

○津波浸水想定を勘案した消防体制の整備



（県計画 主な修正予定）

（３）消防防災力の充実強化

○消防団と多様な主体との連携

→ 市町村は、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努めることを明記【一部修正】

※ 連携促進を市町村の役割としてあらためて明記

【震災対策編】第2章第3節 自主防災組織育成計画 他

○津波浸水想定を勘案した消防体制の整備

→ 市町村は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めることを明記【新規記載】

【震災対策編】第2章第25節 地震火災予防計画 他



（４）インフラ・ライフラインの代替性の確保等

災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保等

（４）インフラ・ライフラインの代替性の確保等

○災害用井戸・湧水等の活用

→ 市町村は、災害用井戸登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めることを明記【取組あり・新規記載】

【震災対策編】第2章第29節 避難体制の整備 他

新潟県地域防災計画の修正のポイント（3）

（国）

（県計画 主な修正予定）

（5）火山災害対策

広域に降り積もる火山灰への対策の推進

（5）火山災害における降灰対策

- 大規模噴火に伴う降灰は、火山災害警戒区域外にも影響を及ぼすことを踏まえ対策を推進することを明記【新規記載】
- 県、市町村、新潟焼山火山防災協議会は、降灰対策の普及啓発に努めることを明記【新規記載】
- 事業者は、降灰時のライフライン・交通の影響を最小限にとどめるよう、平時からの安全確保対策を推進することを明記

【新規記載】

【個別災害対策編】第3章 火山災害対策 第1節 火山災害予防計画 他

（6）岩手県大船渡市での林野火災を踏まえた見直し

- 広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化
- 地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備

（6）林野火災対策の充実

- 県・市町村は、林野火災の発生危険度等に係る情報発信や火入れ等を行う者への適切な対応に努めることを明記【一部修正】
※情報発信等についてあらためて明記
- 消防本部は、飛び火警戒要領等の策定や、確実な鎮火など効果的な消火活動体制を整備すること等を明記【新規記載】
- 消防本部等は、消防団と連携した実践的な訓練や対応力向上に必要な資機材等の充実等を図ることを明記【一部修正】
※訓練・資機材整備についてあらためて明記

【個別災害対策編】第4章 林野火災対策 第1節 林野火災予防計画 他

新潟県地域防災計画の修正のポイント（４）

Ⅱ 原子力災害対策指針改正（令和７年10月）の反映

（国）

（県計画 修正予定）

（１）原子力災害時の屋内退避の運用について

○屋内退避中においても、最低限必要な一時的な外出等が可能なことを追加

○屋内退避の継続可否を判断するタイミングの目安を追加

○屋内退避の解除要件について追加

（１）原子力災害時の屋内退避の運用について

→ 国は、屋内退避中においても、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出等は実施できるとしていることを明記【新規記載】

→ 国は、屋内退避継続の判断を屋内退避実施後3日目を目安としてそれ以降は日々行い、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合などには、国が県、市町村と連携して、避難への切替えを判断し指示することを明記

【新規記載】

→ 国において、原子力施設の状態が安定し、新たなプルームが到来する可能性がないこと、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避市町村は、国の判断に基づき、屋内退避指示を解除することを明記【新規記載】

【原子力災害対策編】第3章 第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動